薩摩川内市営繕工事等の情報共有システム活用要領

1 趣旨

薩摩川内市発注の営繕工事等において、受発注者の業務効率化、目的物の品質確保を 図るため、この要領を定め情報共有システムの積極的な活用を推進する。

2 対象工事

- (1) 薩摩川内市発注の営繕工事等のうち「公共建築工事積算基準」及び「公共建築工事 共通費積算基準」により積算を行った工事で、設計金額が 5,000 万円以上の工事を対 象とする。
- (2) 対象工事であっても、受発注者協議の上、対象外とすることができる。
- (3) 対象外の工事又は委託業務であっても、受注者の希望により対象とすることができる。

3 情報共有システム

- (1) 情報共有システムは、薩摩川内市電子納品の手引き(案)及び「鹿児島県電子納品ガイドライン」、「鹿児島県電子納品ガイドライン運用の手引き」に定めたものでASP方式とする。
- (2) 利用する情報共有システムのプロバイダは、受発注者協議の上、決定することとする。

4 システムにかかる費用

- (1) 情報共有システムにかかる費用は見積等により算定し、共通仮設費に積み上げる。
- (2) 対象外の工事等で受注者の希望により対象とした工事の場合、情報共有システムにかかる費用は受注者の負担とする。

5 システムの利用者等

- (1) 発注者の情報共有システム利用者は、監督員、総括監督員に加え、処理状況や変更 協議内容等を把握・共有するため、グループ長、主幹、課長代理、課長等を含めるも のとする。
- (2) 受注者の情報共有システム利用者は、現場代理人、主任技術者(監理技術者)に限らず、処理状況や変更協議内容等の確認体制を構築することを推奨する。

6 その他

(1) この要領、薩摩川内市電子納品の手引き(案)及び「鹿児島県電子納品ガイドライン」、「鹿児島県電子納品ガイドライン運用の手引き」に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。